

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立幼稚園園則の一部を改正する規則

富田林市立幼稚園園則の一部を次のように改正する。

第 3 条「入園資格年齢は、満 4 歳から小学校就学の始期に達するまでとする。」を「入園資格年齢は、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでとする。」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

富田林市立幼稚園園則 新旧対照表

現行	改正後（案）
第 3 条 入園資格年齢は、満 4 歳から小学校就学の始期に達するまでとする。	第 3 条 入園資格年齢は、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでとする。

○富田林市立幼稚園園則

昭和 28 年 5 月 6 日

教委規則第 9 号

第 1 条 富田林市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の目的は、学校教育法に定められた趣旨にしたがい、幼児を保育し適当な環境を与え心身の健全な発達を助長し、円満明朗で根気強く自主自立の良い社会人としての基礎をつちかうことを目的とする。

第 2 条 幼稚園の教育課程は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 22 条、第 23 条、第 25 条、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 38 条による幼稚園教育要領によるものとする。

第 3 条 入園資格年齢は、満 4 歳から小学校就学の始期に達するまでとする。

第 4 条 保育期間は、次の 3 期に分ける。

第 1 期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 5 条 年間休業日は、次のとおりとする。

(1) 夏季休業日

(2) 冬季休業日

(3) 春季休業日

(4) 幼稚園創立記念日

第 6 条 保育に係る週数は、特別の事情のある場合を除き、1 年を通じて 39 週を下つてはならない。

2 1 日の保育時間は、4 時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などを考慮して、適切にこれを定める。

第 7 条 入園日は、毎年 4 月 1 日とする。ただし、欠員のある場合は随時入園を許可することができる。

第 8 条 入園を希望する者は、入園届(様式)に記入押印して提出する。

第 9 条 退園又は病気その他事故によつて 1 カ月以上欠席させようとするときは、その旨園長に申しでること。

第 10 条 保育課程を修了したものに修了証書を授与する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年教委規則第 2 号)

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年教委規則第 2 号)

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年教委規則第 5 号)

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。